

立命館大学法学部ニューズレター

第27号



Newsletter

The Faculty of Law Ritsumeikan University

目次

< 学会報告 >

日本私法学会ワークショップ

「商法680条1項1号と自殺免責条項」を終えて

竹濱 修 2

秋季学会報告

二宮周平 4

「戦後補償訴訟の近時の動向・和解・立法提案の動向」

民科法律部会ミニシンポジウム報告

松本克美 6

< 在外報告 >

留学報告「ドイツ刑法学界の近況と日本刑法学」

松宮孝明 8

ベルリン文化の舞台裏「文化行政」の行政改革

- 帰国報告の一部をかねて -

米丸恒治 11

日本私法学会ワークショップ

「商法680条1項1号と自殺免責条項」を終えて

竹濱 修

はじめに

2001年度の私法学会は、10月7日、8日の両日、近畿大学の東大阪市のキャンパスで開催された。私が参加したワークショップは、午前の個別報告の後、午後のその再開までの、昼食休憩を含めた2時間ほどを使って、高い関心をもつ小人数の学会員（定員15名）を集めて行われるものである。保険法のテーマのワークショップは、満員になることを以前にも経験したが、今度もまた盛況で、結局、定員をかなりオーバーすることとなった。

保険法は、最近になって大いに注目を集め、社会的にも関心を高めてきた。ここ10年間に、私法学会は、保険法に関するシンポジウムを2度（1993年「保険契約法と民法理論の交錯」、1998年「生命保険契約法の改正」）、今回を含めてワークショップを2度（1997年「保険代位」）開催している。93年シンポジウム（龍谷大学）では、私は報告者の1人であったが、民法と商法の両方から多数の出席者が熱心に討議をされ、期せずして民商法合同シンポジウムとなっていた（私法56号84頁以下参照）。98年シンポジウム（学習院大学）（私法61号115頁以下参照）は、生命保険契約法の現代化に向けた長年の研究成果が学界に問われたもので、私もその研究会の末席に連なった者として、とりわけ自分の担当した部分について関心をもって臨んだことを記憶している。私法学会の翌日に開催される金融法学会でも1999年シンポジウム「金融機関の破綻時における顧客保護 セーフティーネットの諸問題」は、銀行・証券とともに、保険会社破綻時のセーフティーネットを取り上げた（竹濱報告・金融法研究=資料編(15)=140頁以下、金融法研究第16号61頁以下参照）。

このように経済的にも社会的にも保険法の

抱える問題は重要度を増している。加えて、保険法は、商法の中では、会社法に次いで、判決例が最高裁判決を含めて毎年多数現われる分野となり、検討すべき課題は山積し、研究者の層も徐々に拡大・充実しつつある。しかし、いろいろな判決を読むと、原告側（保険金請求者側）が保険法の知識不足から十分な主張ができていないと感じるものがある。自動車保険や火災保険、生命保険等は、多数の消費者個人が深く関係を持つ分野であるだけに法曹実務家も益々関心をもって頂きたいと思う。

1. 生命保険と自殺

さて、今回、学会からコメンテーターを要請されたテーマは「商法680条1項1号と自殺免責条項」で、10年ほど前に書いた論文「人保における自殺免責条項」立命館法学225号312頁以下（1992年）に基づいて、ワークショップにおいて通説的立場から発言することを依頼された。司会を上智大学の甘利公人教授が引受け、反対説の立場から福岡大学の笹本幸祐助教授が発言するということがあった。日頃、交流のある方々であることもあったか、とくに打合せなどもなく、率直に議論を交わそうということであった。

私法学会において生命保険契約の自殺免責条項が取り上げられるのは、最近の社会状況の著しい変化が一つの大きな原因である。マスメディアで報道されているように、自殺者数の増加が目立ち始め、交通事故による死亡者が年間1万人を割るにもかかわらず、自殺者数は年間3万人ほどに達している。加えて、同じ自殺といっても、相当に悪質な事例が現われてきた。失業や病気などを苦にして自殺する場合は、人々の同情を生むが、保険金を狙って自殺する者が現れ、これに対して

生命保険会社が保険金を支払ってもよいのかという素朴な正義感が頭をもたげてきたのである。最も悪質なケースは、暴力団組長が係わる事件で、その組長などに対し1億円以上の債務を負う女性が自殺し、その保険金で債務を弁済する旨を述べるなどしている。その女性は、組長が実質的所有者である会社の名目的な取締役であり、彼女を被保険者、会社を保険金受取人とする2億5千万円もの生命保険契約が締結されていた。これに対して、生命保険会社が被保険者死亡により保険金をその会社に支払えるかということが問題となった。

2. 裁判例と有力説

山口地判平成11・2・9判時1681号152頁 / 金判1064号43頁 / 金法1554号90頁は、上述の事件について、原告会社の保険金請求を棄却している。生命保険会社の約款では、生命保険契約締結後1年以内の被保険者の自殺のみを被保険者免責としており、1年経過後の自殺に対しては保険金が支払われるのが通常である。これを上記の事件に当てはめると、被保険者は1年経過後に自殺しているので、会社を通じて暴力団組長に実質的に保険金が渡ることになる。この結論は認められない。そこで、山口地裁は、被告・保険会社の主張するように、商法680条1項1号により保険金狙いの自殺は被保険者免責になるという理論を認めることになった。同条は、被保険者の自殺を一律に被保険者免責としており、自殺免責期間を何ら限定していないのである。これは、新判例である。従来も悪質な自殺に対し被保険者免責を肯定するべきであるという学説は、主張されていた。保険法学の泰斗、故大森忠夫博士や横浜国立大学の澤康孝教授がその立場であった。本判決については、法政大学の西島梅治教授をはじめ、東海大学の山下丈教授や上記の笹本助教授が山口地裁の解釈を肯定されている。

3. 私見

そもそも生命保険約款に自殺免責期間（最近まで1年が通例であったが、2年や3年にする生命保険会社も出ている）を設けた趣旨は、1

年程度を置けば、生命保険の不正利用はおよそ防止できるし、自殺の決意を持続することは難しく、自殺の立証という困難な問題を抱えないで済む上、自殺の動機には同情すべき点多く、遺族の保護にも役立つと考えられたことによる。また、たとえ保険契約があるから自殺したという関係が認められる場合でも、たとえば、契約締結後10年以上も経過して、失業したり、会社の経営が行き詰まった結果、被保険者が自殺したときに、生命保険金が支払われないのは、逆に、妥当でないと考えられよう。そのような場合は、失業や倒産、病苦などが自殺の主たる原因であり、被保険者は生命保険があるから自殺したわけではない。倒産などがなければ自殺もなかったであろう。生命保険の存在のみを理由として自殺することは、実際にはまず考え難いであろう。生命保険約款において、保険金を目当てに自殺したときは保険金を支払わないという規定があるならば、別であるが、そのような規定のない現状で、約款規定を飛び越えて商法680条1項1号に戻る山口地裁の解釈は、無理であると思う。

もちろん、その判決の結論自体は正当であろう。商法680条1項1号を適用するのではなく、山口地裁の事案であれば、保険契約者である原告会社は、生命保険契約締結の当初から被保険者の自殺により保険金を得ることを意図しているから、詐欺による取消または約款上は詐欺無効の規定があるので、その無効を認めればよかったと考えられる。その他、保険契約が濫用され、公序良俗に反する利用の仕方がされているときは、率直に権利濫用または公序良俗違反による無効を認めればよいであろう。例外に対しては一般条項により例外的に対処することで足りると思う。このような考え方は、これまでの通説の見解の延長線上にあり、東京大学の山下友信教授や上記の甘利教授も基本的に同様の立場である。先に挙げた私の論文は、通説的立場から生命保険だけでなく傷害保険についても論じたものであり、現在では改訂を要する部分があるが、通説的立場から書かれた論文が最近はあ

まり見られないこともあり、私の登板となったように思う。

ワークショップにおいては、通説的立場からの意見が多く、最近の有力説を支持する見解は、目立たなかった。生命保険会社の実務家の方も出席され、学会会員による理論的検

討のみならず、実際の見地からの議論も可能となった。当日の議論の大意は、私法64号に掲載されるので、それをご参照頂ければ幸いである。

(たけはま・おさむ 商法)

秋季学会報告

二宮周平

民主主義科学者協会法律部会2001年度学術総会が11月17、18日と関西大学で開催された。私は、第1日目のミニシンポ「新たな親密圏としての家族」で、「家族法の観点から」というテーマで報告をした。以下、その内容の概略である。

1 現行家族法の意義と限界

現行家族法は、家制度を廃止し、家族員を家・家長からの拘束から解放し、理念としての個人の尊厳、男女の本質的平等(憲法24条)に基づき、家族を夫と妻、親と子、親族相互の個人と個人の権利義務関係と把握した。すなわち、個人を基礎とする構成を採った。

しかし、氏と戸籍に関する法制度がこの理念をなし崩しにした。夫婦同氏・親子同氏、同氏同籍の原則に基づき、夫・妻・その間の子から成る小家族が標準的家族として把握され、さらに夫の氏を夫婦の氏に選択する現実から、夫が戸籍筆頭者かつ世帯主(住民票)として家族の長と位置づけられた。家族法が守ろうとしたのは、婚姻による主婦の生活保障だったのだが、現実には不十分だった。なぜなら、例えば、同居協力扶助、婚姻費用分担、夫婦別産制、財産分与、親権者の決定、子の監護、扶養義務の程度・順位、遺産分割等、すべて当事者の協議を優先しているため、結局は、優位な側の意思に委ねられてしまったからである。また決定された事項の強制力が不十分だった。法は家庭内に入らずとか、人格および意思の尊重を理由に、例え

ば、夫婦の同居・協力義務、子の監護教育、子の引渡請求、別居した親と子の面会交流、虐待親からの分離等が強制になじまないとされた。養育費、婚姻費用分担の支払い等は債権額が少額であるため、随時の強制執行が困難だった。

結局、民法が果たしたのとは、裁判沙汰になった時の一罰百戒的な、妻の座権の保障にとどまっただけではないか。訴訟・調停を介さない場合には、当事者の意思にまかされるため、優位な側の横暴から劣位にある側(夫対妻、親対未成年子、健康者対病者・高齢者)を守ることができず、劣位者の譲歩と優位者の温情に委ねてしまい、民法自体が権利義務規範として機能しなかったのである。民法としての家族法は、理念の浸透、要保護者の保護いずれにおいても、その無力性が顕著になってきている。

2 家族をめぐる法状況の変化

まず女性の職業進出と共稼ぎ婚の常態化による女性の経済的自立化と性別役割分業への批判があげられよう。この現象は、単純なものではなく、一方で女性労働のパート化や家族の多様化(階層化)を生み出している。しかし、この基礎的な現象の下に、次のような変化を指摘することができる。

家族政策につき、世帯単位から個人単位への動きがある。例えば、男女共同参画基本計画、「家族とライフスタイルに関する研究会」報告書等。自己決定権、契約的家族観に基づく家族法の追求が見られる。家族法

は、抑圧の除去・公的援助の新たな根拠づけ、紛争解決装置として位置づけられる。ジェンダーの視点からの家族法の批判的考察が試みられている。「近代家族」の抑圧性や政治経済社会の男性支配と性差別の関係が暴露されつつある。子どもの権利条約から、子どもの権利主体性や意見表明権を尊重する方向があり、親権の見直し等の動きがある。

夫から妻、親から子どもへの暴力問題が表面化している。DV防止法、児童虐待防止法等、家族内自治から公的介入による人権保障が正面から議論されるようになった。民法改正法案の矮小化もある。現在、国会を中心に論議されているのは、選択的夫婦別氏制の追求だけでなく、男女婚姻最低年齢の平等化・婚外子の相続分差別撤廃・5年別居離婚の導入、戸籍制度改革等、戦後改革で積み残した課題は先送りにされつつある。その背景には、根強い性別役割分業観、婚姻尊重主義、主婦保護志向、国家による家族管理志向がある。

3 共同生活体の再構築の方向

ところで家族関係の個人化・市場化、国家による権力的統合を防ぐ視点として、家族共同生活、協同性への展望を開こうとする見解がある。一つは、婚姻を中心に、婚姻における権利義務規範の強化と実効性の担保を志向するものであり、一つは、性別を問わない複数の人々による、婚姻家族に限定されない「親密圏」としての家族を再構成しようとする立場である。私見は、後者を支持するが、それには、不可欠の前提として、再生産労働の社会化、プライバシー概念の再構成、構造的弱者（高齢者・子ども）の支援が求められる。その上で、「親密圏」を個人を基礎におき、その相互の関係（ネットワーク）として捉えるか、なお団体性に意味を見出すのか、個人と共同生活体との関係をどう整理するかという課題を詰めなければならない。

4 親密圏としての家族を支える家族法理論の構築

このような課題を詰める可能性を示す理論として、「私的保護法」の理論（沼正也「理

論親族法学」沼・著作集16巻〔三和書房〕125頁以下）がある。これは、家族法を、独立・平等・自由の属性を有しない者を強制的に補完してその属性を帯有させる装置と捉える。一定範囲の顕在的・潜在的生活共同におかれている血縁関係にある者、地縁関係にある者に保護が強制されることになるので、その前提として、親族関係の発生・変更・消滅が規律され、地縁に基づくものとして、後見・保佐が制度化され（現在の成年後見と未成年後見）、親族関係からの無条件における私的保護の強制として、内縁、事実上の養子、里親が位置づけられ、最後に要保護性補完機能として、社会保障法が位置づけられる。親族から社会への可能な限りの移行が追求され（生産段階機構の極小）、家族は要保護性の補完の最小限度においてしか法の統制対象としてはならないことになる。

この理論は、いわゆる「自己決定と公序」のかかわりについても、原理的な考察を可能にする。当事者の対等性を前提に自律・自己決定を家族法の基礎とする発想があり、自己決定を保障するために、公的介入や支援を不可欠とするが、その上で、自己決定できない領域があると言われる。それが公序であるが、その領域について、論者が各自の価値観を披瀝したのでは、理論的な考察にはならない。沼理論によれば、公序とは、私的保護の強制を意味することになろう。すなわち、未成熟子、病者、高齢者、失業者等要保護者の補完・保護は、当事者の合意によっても変更・排除できないのである。

5 今後の検討課題

個人と家族の団体性（共同生活性）との関係をどう捉えるか、私的保護を分配するための親族関係発生・消滅の原則をどう考えるか、家族内の人権侵害（DV、児童虐待、老人虐待）の防止・救済を具体的にどうするか、私的保護の履行を円滑にするための手法を具体的にどう開発していくかである。これらを検討することから、自己決定を支える法体系を追求していきたい。

（にのみや・しゅうへい 民法・家族法）

「戦後補償訴訟の近時の 動向・和解・立法提案の動向」 民科法律部会ミニシンポジウム報告

松本克美

1 ミニシンポ「戦後補償責任と21世紀民主主義法学の課題(2)」の企画趣旨

去る11月17日に関西大学法学部を会場校として行われた民主主義科学者協会法律部会(略して「民科法律部会」)の学術総会で、昨年に引き続き、私は冒頭のミニシンポのコーディネーターを担当した。昨年のミニシンポ(於:明治大学)では、90年代に相次いで50件近く提訴されている日本における戦後補償訴訟の動向をふまえて、戦後補償責任の問題について民主主義法学が検討すべき理論的課題は何かを検討した。その際は、実際に訴訟に取り組んでいる原告側弁護団の小野寺会員が訴訟動向や立法提案についての概観を行い、行政法学から戦後補償と立法不作為責任の問題(岡田正則会員)を、国際法学から国際人権法や国際条約との関連(五十嵐正博会員)を、また、日本法史からは、戦後補償問題の前提をなす日本の植民地法制にまでさかのぼる法の歴史研究の視座の問題点(小沢隆司会員)を検討した。

今回は昨年の企画の続編として、私が、戦後補償をめぐる昨年のミニシンポ以降の動向を訴訟・和解・立法提案にわたり概観したうえで特徴を洗い出し、次に、「戦後補償責任と被害回復」というテーマで中国人の従軍慰安婦訴訟にかかわっている三木恵美子弁護士からの報告、「戦争犯罪論の視点から」というテーマで前田朗会員(東京造形大)の報告、最後に戦後補償責任問題を憲法学の観点から理論的に検討する視角について「戦後補償責任と憲法学」というテーマで横田力会員(都留文科大)から問題提起をしてもらうことにした。これら各報告の詳細は、民科法律部会

の会報や機関紙「法の科学」に掲載される予定なので、関心のある方はそちらを参照していただくことにして、私の報告部分を中心にその内容を簡単にご紹介することにしたい(なお以下の報告概要は民科法律部会・会報原稿と重複することをお断りしておく)。

2 報告概要

(一)日本において外国人を原告とする戦後補償訴訟は1990年代から本格的に提訴されることになった。当初は、韓国人原告を中心に戦後補償に関する日本人との不平等を問題にする「平等型訴訟」が多く提訴されたが、次第に戦争中に強制連行・強制労働や「従軍慰安婦」被害、拷問・虐殺被害等の被害の回復を直接問題にする「被害回復型訴訟」が中心となってくる。1995年からの中国人を原告とする相次ぐ訴訟の提起がこの流れを決定づけている。それらの訴訟の中では、戦前の「国家無答責」や損害賠償請求権の消滅時効や除斥期間、国際法上の個人賠償請求権の是非等が争点になり、原告一部勝訴判決を下した関釜訴訟一審判決(山口地裁下関支判1998・4・27判時1642・24)を除き、原告側は相次いで敗訴している。筆者自身は、関釜訴訟一審判決の立法不作為論を高く評価するが、この訴訟の控訴審は原告側の逆転敗訴判決を本年になって言い渡している(広島高判2001・3・29判時1759・42)。ところが昨年夏、戦後補償訴訟で相次いで二つの判決が国の責任を一部認める判決を下した。一つは中国人の強制連行・強制労働事件である劉連仁訴訟判決(東京地判2001・7・12)であり、他の一つは、強制連行された朝鮮人の帰国のために出航した船が機雷に触れて爆沈、多数の死傷者を出

した浮島丸事件判決（京都地判2001・8・24）である。とくに前者は戦後補償訴訟で初めて被告国側の除斥期間の主張を「正義公平の理念に著しく反している」として排斥する画期的判断を示した。

(二)他方で、九十年代後半になって、強制労働問題における民間企業との和解として

新日鉄（韓国人・1997・9・18）、

日本鋼管（韓国人・1999・4・16）、

不二越（韓国人・2000・7・17）、

鹿島花岡鉦山（中国人・2000・11・29）などの新たな動きも出てきている。とくに、近時はアメリカで日本企業を相手取った戦後補償に関するクラスアクション訴訟の影響も見受けられ、この点も注目に値する。

(三)ドイツでは、昨年、強制連行被害について個人補償等を行うために、政府と企業が半額ずつ出資して100億マルクを基金とした「記憶・責任・未来」基金が発足した。日本でも「戦時性的強制被害問題の解決の促進に関する法律」案（2001・3・21日参議院提出：民主党・共産党・社民党共同提案）や筆者も呼びかけ人となっている「日本強制労働補償基金の提言」（2000・10月）などの立法提案がなされている。

(四)これらをふまえて日本の戦後補償問題の「解決」に向けての展望を語る場合、前記のドイツの基金がめざすような政治的・道義的・歴史的責任をふまえた不法性の承認・謝罪・未来志向をつくりだす新たな「法」の創出も選択肢のひとつとして検討すべきである。

(五)最後に戦後補償問題の解決主体としての「国民」の問題に触れておきたい。日本国憲法前文は「日本国民は、・・・政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」としている。戦後補償をすることなく長年被害を放置してきた立法不作為は国会議員にのみ責任を負わせるだけではすまない。そこには立法不作為の主体、また戦争反省主体としての主権者である「国民」の問題も自

覚化する必要がある。この点では、象徴天皇制を支える「日本国民の総意」（憲法1条）や、国民が人権の享有を「妨げられない」「与られる」（11条）とされている日本国憲法の構造と国民意識の問題も検討課題となる。

3 戦後補償問題へのかかわり

ところで、戦後補償問題に私がかかわっているきっかけは、私の専門である安全配慮義務論と損害賠償請求権の消滅時効問題との関連で10年以上前からじん肺訴訟の弁護団と研究会をもつようになり、とくに全国じん肺弁護団の小野寺利孝弁護士が、95年以降中国人強制連行訴訟の弁護団を結成したことで、時効・除斥問題についての鑑定意見書の執筆を頼まれたりしたことにある。前述した劉連仁訴訟では、この訴訟での時効の援用、除斥期間の適用は信義則違反、権利濫用として斥けられるべきだという鑑定意見書を書いたので、国の除斥期間の主張が「著しく正義に反する」とした判決には感慨深いものがある。

なおこれと関連して、立命館大学からは「時効・除斥期間と正義の比較法的研究」のテーマで1999年度学術助成金を得たのを利用して一昨年三月には、ドイツに、日本の弁護士・研究者とともに、上述した「記憶・責任・未来」基金の調査に行くことができた。また昨年3月には、畑中和夫先生も弁護団に加わっている京都での中国人強制連行訴訟の原告側証人として時効問題、安全配慮義務問題で証言したこととも関連して、中国河南省に原告のヒアリング調査に行くこともできた。この点では畑中先生が法学部に寄付なさった中国関連研究への支援金を利用させていただいたことを記して謝意を表したい。更に2001年度からは、このテーマの発展として、また、私が行っている他の研究（じん肺訴訟、セクシュアル・ハラスメント、欠陥住宅問題）とも関連して「潜在的被害の民事法的救済」というテーマで文部科学省から三年間の科研費を受給できることになった。これを利用して昨年夏にも再びドイツにて、強制収容所跡等の各種の戦争記念館や図書館などを訪問する

ことができた。

こうした様々な研究・経験も「地球市民法曹」の養成を教育理念とする立命館大学

法科大学院での教育に少しでも活かすことが出来ればとも考えている。

(まつもと・かつみ 民法)

留学報告

「ドイツ刑法学界の近況と日本刑法学」

松宮孝明

1. はじめに

筆者は、2001年の3月30日から9月17日まで、主としてドイツのボン大学法哲学研究室ギュンター・ヤコブス教授のもとで在外研究を行った。1992年9月から1994年3月までの1年半の滞在以来2度目の留学である。

また、この留学期間中の9月12日から17日まで、韓国のソウルで開催された韓国刑法学会等の主催によるコロキウム「刑法における生命の保護」にも、招待を受けて参加した。その概略は、雑誌・現代刑事法 其の理論と実務 33号(2002年1月号)56頁以下に掲載された。また、韓国における報告はRitsumeikan Law Reviewの19号に掲載される予定である。以下、簡単に今回の留学の概要を報告する。

2. インターネット犯罪における「犯罪地」問題

2001年は丁度、隔年で開催される「ドイツ刑法学者大会」の開催年に当たっていた。会場は、オーストリーとの国境の町パッサウである。この大会でとりわけ筆者の興味を惹いたのは、コンスタンツ大学のヒルゲンドルフが扱った、インターネットを利用した表現犯罪に対する刑法の適用範囲の問題である。というのも、2000年12月12日に、ドイツ連邦通常裁判所(BGH)は、国外にあるサーバーに国外からアクセスしてホームページを開設し、そこにいわゆる「アウシュヴィッツの嘘」と呼ばれるユダヤ人を排斥する内容の表現を掲載したオーストラリア国籍の被告人に、ドイツの「国内犯」にしか適用できない

ドイツ刑法130条の「民族憎悪を掻き立てる罪」の適用を認めたからである。そこでは、このような表現にインターネットを介してドイツ国内からアクセス可能であれば、この表現が具体的にドイツ国内の平穩攪乱の可能性を持つものである限りで、ドイツ刑法9条1項に言う「構成要件に属する結果」が国内で発生したものと見ることができるとされたのである。

これについてヒルゲンドルフは、この判決は自分には極めてショッキングなもので、これによって刑法における「国内犯」と「国外犯」の区別は、インターネットを利用する表現犯罪に関しては意味を失うことになったと述べるとともに、そうなると地球上のどこでアップロードしてもドイツにおいてアクセスが可能なインターネット上の表現に関しては、発信地においては異なった価値基準が妥当している場合でも、ドイツの文化的基準を全世界に押し付けることが可能になり(当然、その逆も可能)、その結果「文化帝国主義」という事態を招くことになるとの懸念を表明した。この指摘に対しては、討論のまとめの中で司会役のジーバーが、インターネット上の表現犯罪の規制に関しては国際的な協調が必要であることを強調した。

わが国では、「文化帝国主義」という視点で刑法の適用領域を論じる刑法学者はほとんどいない。国内刑法の適用とはナショナルな文化の問題だということに気づかされた思いであった。

3. 誤振込問題とBGH判例およびスイス

の立法

話は前後するが、今回の留学において最初に筆者の興味を惹いたのは、「誤振込」に関する財産犯の成否に関する最近のBGHの判例である。

いわゆる「誤振込」については、ドイツでは最近まで、高等裁判所(OLG)クラスの判例において、同一銀行内での預金元帳への「誤記帳」の場合と複数の銀行間での狭義の「誤振込」の場合とを区別していた。つまり、狭義の「誤振込」の場合には、預金元帳への入金記載によって受取人の銀行に対する預金債権が成立し、受取人はそれを引き出す権限を有するが、「誤記帳」の場合には、銀行は口座名義人の承諾なしでそれを訂正ないし「取消」できる権限(取消権Stornorecht)を認められているので、この場合には受取人にそれを引き出す権利はないものと解されたのである。しかし、2000年11月8日にBGHは、このような「誤記帳」と狭義の「誤振込」との区別は説得力をもたないとして、銀行のオペレーターの「誤記帳」によって自分の会社の口座に誤って振り込まれた多額の金員を債務の返済等のために他の口座に振り込んだ被告人に、詐欺罪の成立を認めた原判決を破棄して事件を差し戻した。つまり、たしかに、同一銀行内での「誤記帳」の場合にドイツ普通銀行約款8条1項によって銀行に認められる取消権は、決算前に取消権が行使される限りでは、顧客の請求権を遡及的に消滅させることができるが、それは逆に、預金債権記帳から生ずる請求権は取消権が行使されるまでは存在することを例証するものである、というのである。

実は、BGHは通常の誤振込について、すでに1974年に、振込金額を費消した受取人に対する横領罪および口座のある銀行に関する背任罪の成立を否定していた。また、詐欺の成立は、1993年11月16日の第4刑事部判決によって否定されていた。したがって、「誤振込」に関するBGHの考え方は、すでにこの段階で固まっており、2000年決定は、理論的には、単に「誤記帳」と「誤振込」の区別に合

理性がないことを宣言したにすぎない。しかし、下級審に「誤記帳」の場合に犯罪の成立を認めたもののがかなりあったことに鑑みれば、その実務的な影響は少なくないと思われる。同時に、国際的な取引ルールの協調がますます要求される銀行実務において、ドイツの判例がこのような方向で固まったことは、通常の「誤振込」についてさえ、預金債権の成立を認めつつ、何とかして財産犯罪の成立を認めようとするわが国の刑事下級審判例(とりわけ大阪高判平成10・3・18判タ1002号290頁)に、深刻な反省を迫るものであろう。

4. 横領罪と1998年第6次刑法改正

ヤコブス教授の刑法ゼミナールにおける2001年夏学期のテーマは、「刑法の現代的諸問題、とりわけ最近5年間のBGH判例におけるその扱い」という、筆者にとって非常に興味深いものであった。その中でも特に筆者の興味を惹いたのは、1998年改正による横領罪規定の変遷とその契機および残された課題に関するものであった。

この改正前のドイツ刑法246条の横領罪は、「自己の占有する他人の動産を自分に違法に領得させる」ことをその成立要件としていた。それが、右の改正で、単に「他人の動産を自己または第三者に違法に領得させる」と改められた。「第三者に領得させる」ことが加えられた点では、この改正は窃盗罪(ドイツ刑法242条)における「不法領得の意思」の改正と呼応するものであった。

今回の改正の原動力となったのは、実は、旧東ドイツ国家保安局幹部が国家ぐるみで行っていた「横領」事件に対して、「自己領得」に限定されていた旧横領罪規定は適用できないとする1995年のBGHの刑事連合部決定であった。そこでは、忠実な公務員として西側から送られてきた郵便物から金銭的価値の高いものを抜き取り国庫に納めるよう部下を指揮していた被告人に対して、「自己領得」は認められないとされたのである。

もっとも、このようにして成立した新規定にも、厄介な問題が浮上している。というのも、従来、「領得」(=「横領」)は、領得

意思の客観化たるすべての行為と解されていたので、たとえば、ベルリンにある第三者所有の自転車をケルンにいる者がミュンヘンにいるガールフレンドに電話で「贈与」すると伝えた場合には、すでに「領得」があることになって横領罪が成立してしまうからである。ゆえにゼミでは、「領得」を認めるには、従来の定義ではなく、客体は何らかの形で領得主体たる行為者または第三者の占有下に入ったことが必要であるとする指摘がなされた。

1998年改正については、ほかにも学界での十分な検討を経ていない性急な規定があるようである。このような形で各論的な見直しが行なわれていることは、わが国においても、立法に際しての学問の役割を考える上で、示唆的である。

5. 「敵味方刑法」と刑事立法

以上のような諸問題に遭遇した今回の留学で、しだいに筆者の中で大きな比重を占めてきたのは、「刑事立法」というキーワードであった。それは、今日的意義があると考えられるどのようなテーマを扱うときにも、1970年代のテロ対策および環境刑法に始まり、薬物対策や経済犯罪、組織犯罪対策立法を経て、今日、性犯罪やその他の危険犯に関する立法に至る一連のドイツ刑法の変遷の行く末を考えざるを得ないという環境に筆者が置かれたことにもよるし、同様に刑事立法の氾濫の時代に突入したわが国の状況も気がかかっていたことにもよるが、何よりも、留学先のヤコブス教授のいう「敵味方刑法」(Feindstrafrecht)という言葉が頭から離れなかったことによる。

「敵味方刑法」という言葉は、犯罪者を国家的介入から不可侵の私的領域を持つ「市民」と見るのではなくて、法益に対するその「敵」としての性格だけを強調し、あくなき法益保護の欲求を充たすために際限のない拡大を続ける「闘争」の手段としての「刑法」である。その特徴は、(1)可罰性の広範な前倒し、(2)可罰性の前倒しに対応した刑の引き下げがないこと、(3)刑事立法から闘争の立法へ

の刑事法の変質、(4)手続的保障の解体にあるとされる。

ここでは、日本でいういわゆる「治安立法」に限らず、人々の不安感と安全に対する欲求から性犯罪を始めとする犯罪一般が「敵味方刑法」化する傾向にあることが指摘されている。

そのような「敵味方刑法」は、実際には、「市民」によって構成される社会の統合を強化するのではなく、むしろ社会解体的に作用する。というのも、「犯罪」の範囲を広げそれによって把握される「犯罪者」を「敵」とみなせばみなすほど、社会の「味方」は減少し「敵」は増大するからである。

ヤコブス教授の刑法理論は、これとは逆に、刑法は犯罪者を「人格」(=「市民」)として扱うことで社会の規範的アイデンティティーを確認するものであるとするが、現実の刑事立法の洪水はむしろ逆のベクトルを示しており、教授自身は、その行く末に悲観的であるとのことであった。このような刑罰と戦争の接近は、不幸にも、9・11以降、ますます加速しているように思われる。

6. 韓国におけるドイツ刑法学

冒頭に述べたように、今回の留学の帰路に、ソウルで行われたコロキウムに参加した。そのときの印象は、ドイツに留学してその刑法学を学ぶ韓国の刑法学者の層が、近年、かなり厚くなってきているということである。筆者は、ドイツ刑法学の思考方法を踏み込んで学ぶという態度は、自国の問題解決を考える上でも、必ずや役に立つものであると考えている。その点で、かの国の若手の中には、ドイツ刑法学の認識においてわが国のエキスパートをしのぐ人物もいるように感じられた。他国に学ぶ姿勢が弱まっているように見受けられる最近の日本の学界にとっては、うかうかしては行かないことである。もっとも、同時に、ドイツ刑法学を媒介項としながら、そのような高い水準に達しつつある韓国刑法学界との共同作業は、日本の学界にとっても有益な成果をもたらすように思われた。

7. 帰国して

このような経験の後に帰国して、この間のわが国の刑事立法を見て思うところを二点。ひとつは、「予備罪の未遂」が刑法典に加えられたこと、具体的には、刑法163条の5に規定された支払用カード電磁的記録不正作出準備の未遂である。これは、通貨偽造以上の「処罰の早期化」である。くわえて、偽造通貨や偽造有価証券の所持が犯罪でないことからみて、刑法163条の3が不正電磁的記録カード所持を処罰することも異例である。他のひとつは、これも昨年新設された「危険運転致死傷罪」（刑法208条の2）とそれに伴う業務上過失傷害罪の裁量的刑の免除である。人々の欲求に基づく重罰化であることと結果的加重犯であることが気になる。判例では、結果

的加重犯の場合、加重結果については無過失でも罪責が認められるからである。しかし、酒を飲んで四輪自動車を運転していれば、被害者の突然の飛び出しでも、自動二輪を運転していた場合と違って、被告人が「過失」を争えないまま有罪となるのは奇妙である。しかも、業務上過失傷害の刑の裁量的免除を含めて、なぜ「自動車」による場合を一般の「（過失）傷害の罪」の中で特別扱いするのであるか。たとえば、自転車運転による軽傷の場合を刑の免除から除外する理由はないように思われる。わが国の刑法学は、このような矛盾に充ちた立法に際して、その役割を十分に果たしたのであるか。

（まつみや・たかあき 刑法）

ベルリン文化の舞台裏 「文化行政」の行政改革 - 帰国報告の一部をかねて -

米丸恒治

1 はじめに

筆者は、2000年9月から1年間、ドイツ連邦共和国ベルリンのベルリンフンボルト大学にて在外研究を行う機会を与えていただいた。同大では、法学部の公法部門の教授ミハエル・クレプファー教授(公法、環境法、情報法)の研究室で、研究をすることができた。

筆者は、これまで行政法の分野で、特に経済行政、行政改革関連の行政組織法、情報関連法制(サイバー法を含む)の分野を重点的に研究してきたが、今回の在外研究では、こうしたこれまでの研究の延長上で、ドイツの公共調達法(とりわけ公共調達争訟法制)、情報法、行政改革のそれぞれの展開をフォローす

ることができた。公共調達法(ドイツでは委託発注法Vergaberecht)の分野は、現在、理論的にもまた実務上も極めて活発な議論がなされており、法制度の改正もなお続いている。また電子調達(e-Vergabe)のプロジェクトもからみ、電子署名を含む情報法や行政改革に関連した展開をみせている(わが国とその点同様である)。また、情報法の分野では、特に97年に制定されたドイツの情報・通信サービス法(いわゆるマルチメディア法)がEUの法制度に影響を与え、一方で、その結果制定されたEUの情報社会サービス(information society service)に関連する指令にあわせて、国内法を改正せざるを得ないなど急速な展開がみら

れた。また行政改革の重点テーマのひとつとして、電子政府や電子行政手続の実現のための法制度改革も進みつつある。このように動きつつあるドイツの法制度をフォローしながら、とりあえずこの間の動向を筆者なりにフォローすることができた。在外研究の個別の報告は、その一部としてすでに別稿で公開しているものを参照していただければ幸いである(公共調達法については、「公共調達に関する権利救済とその実効性 ドイツ委託発注法改正法後の状況」(立命館法学271・272号(下巻)1115-1144頁)、情報法の動向については、「EU情報社会サービス基盤法制とその課題 その一、電子商取引指令の検討」(立命館法学276号1-65頁)、また、電子政府の改革のうちワンストップサービスの実現については、「ワンストップサービス」(多賀谷一照編『電子政府』第一法規、2002年刊行予定)を参照)。

以下、本稿では、行政改革についての法律問題をフォローする中で知った行政改革の事例として、ベルリンの音楽や舞台芸術の舞台裏、「文化行政」の行政改革について紹介しておきたい(資料は、ベルリン州Kultursenatによる)。

2 ベルリン州芸術「行政」の一断面

ベルリン州では、この間、それぞれ複数存在しているコンサートハウスやオーケストラ、オペラハウスの改革が問題となっており、民営化を含む改革論が議論されてきている。音楽の世界にまったく接点がなかった筆者にとってもそうした改革論の中で知り得たベルリンの文化「行政」は、首都として東西の統合をへて一層、正直なところ驚くべき水準の高さを保つ基礎を提供してきたものである。わが国の客演公演でもファンが多く高い評価を得ているベルリン・フィル、ベルリン・ドイツ・オペラ、ベルリン州立オペラなど実は芸術「行政」であることはあまりわが国では知られていないと思われる。

まず、この数年、ベルリン州の舞台芸術改革の一環として議論されてきた、音楽、舞台芸術の分野の現状を紹介してみたい。

ベルリン州は、ドイツ統合前の東西分断の時期にそれぞれ有していた次のような劇場等を、統合をへてこれまでベルリン州直営で維持してきている。

まず、オペラハウスでは、三つのオペラハウスを有する。ベルリン・ドイツ・オペラ(DOB)、ドイツ・シュターツオペラ(州立オペラ)・ベルリン(DSO)、コミシェ・オペラ(KO)である。これらには、それぞれ専属のフルオーケストラ、バレエ団、技術、マーケティング、事務管理部門が付属している。

第二に劇場では、ベルリン州直営の劇場として、ドイツ劇場(DT)、フォルクスビューネ(VB)、マキシム・ゴークリキ劇場(MGTB)、カールセル劇場(cTB)、コンツェルトハウス(das Konzerthaus)がある。コンツェルトハウスを除き、俳優や、舞台技術者等をそれぞれ有する独立の劇場である。

第三に、2つの専属オーケストラを有するコンサートハウス(ベルリン・フィルの本拠地フィルハーモニー、ベルリン交響楽団BSOの本拠地コンツェルトハウス)を有している。これらもそれぞれオーケストラの楽団員のほかそれぞれ独自の事務部門を有する。

なお、現在ベルリン州の行政直轄のものではないが、ドイツ統合の直後に連邦およびベルリン州も出捐して設立された有限会社(ドイツ・ラジオ(40%)、連邦(35%)、ベルリン州(20%)、自由ベルリン放送(5%))が運営している二つのフルオーケストラ(ドイツ・シンフォニー・オーケストラ・ベルリンDSOB、ベルリン放送交響楽団ROB)および合唱団もある。ベルリン・シンフォニカー交響楽団とあわせ、ベルリンでは、8つのフルオーケストラが競争するというげいたくな環境にある。

これらのうちたとえば、オペラハウスの財政をみれば、2000年度で、DOB 9493万DM(ドイツ・マルク)の総支出のうち、収益は1338万DM、ベルリン州財政負担が8010万DMと圧倒的に財政支出に頼る運営になっている。DSO(支出11535万DM、収益3058万DM、8287万DM)、KO(7305万DM、938万DM、6108万DM)の場合も同様である。チケットは、オペラハウス毎に客席

条件等を考慮して独自に価格設定がされており、シュターツ・オペラの場合、通常プログラムで15DMから120DMと日本と比べて低く設定されている(しかし平均価格は99年で61.7DM、DOBは40DM、KOは35DMと低め)。こうした財政支出依存の構造は、ベルリンに限ったことではなく、オペラハウス自体の財政依存構造が明かである。

常勤職員数は、DOBで747人、DSOで852人、KOで593人であり、その職員数の多さにも驚かされる(もっともウィーン国立オペラ921人、ドレスデン・ゼンパーオペラ877人、バイエルン国立オペラ874人と比べると少なめである)。

劇場関係でも、DTBの総支出4503万DM、収益487万DM、州財政負担3799万DMと同様に州財政による運営構造になっている。VB (同じく、2997万DM、303万DM、2603万DM)、MGTB (1968万DM、172万DM、1697万DM)、cTB (1370万DM、75万DM、997万DM)も同様であり、オペラハウス、劇場ともに、日本的な評価でいえば財政支出にたよる経営が続いている。

常勤職員数は、それぞれDT 367人、VB 274人、MGTB 176人、cTB160人である。

ベルリン州のこうした文化行政は、ベルリン・フィルのように世界トップクラスの水準として認められている部分もある一方で、オペラハウスの水準については、関係者の間では、なおシュトゥットガルトや、ミュンヘン、ハンブルクなどのオペラメトロポリには肩を並べきれていないとの指摘もある(たとえばRALPH BOLLMANN, taz, 11. 4. 2001)。財政依存構造の改革と一方での内容的な水準の維持という課題にさらされているのである。

3 改革案の動向

このようにベルリン州財政に依存した構造の各組織の改革が、この間問題となってきた。ベルリン州の文化芸術担当相シュテルツル(Stoelzl)(CDU)(同氏は、著名な文化評論家であり、またドイツ歴史博物館長をつとめた)によりまとめられた改革案(2000年)は、次のような内容からなる(同氏は、以前、東西のオペラハウスを統合する案<公法上の営造物法人

としてベルリンオペラビューネ - ドイツオペラ / ドイツシュターツオペラに統合>を示したこともあったがそれもシュターツ・オペラの音楽総監督ダニエル・バレンボイム氏の強い反対等により挫折した経緯がある)。

・ベルリン州に属する3つのオペラハウスは、それぞれ有限会社(GmbH)形式に組織変更する。そしてオペラハウスへの補助金額を定額で固定する。ベルリン・フィルハーモニー管弦楽団は、公法上の財団法人に組織変更する。

・3つのオペラハウスの公演演目の調整等を目的として、オペラ協議会を設ける(現在、3つのオペラハウスがそれぞれ傾向を同じくする演目を上演することでそれぞれの特徴がでなくなっているという反省による)。

・3つのオペラハウス専属のバレエ団は、統合し、ベルリン・バレエ団とした上で、3つのオペラハウスに出演する。

以上のような改革案に対しては、さまざまな批判的意見が出された。たとえば社会民主党SPDからは、組織として、有限会社化して独立させるだけでは、赤字構造は改善されず、まずは現在の経営や組織運営を改善することにより、経営基盤を改善することが先決だとする意見がだされた。多年度にわたり、有限会社化した3つのオペラハウスへの補助金を定額で固定するという計画もSPD等の批判を受けた。芸術の自由を危殆化させ、歌手、音楽家、舞台技術者等の失業をもたらすだけだという。また当該改革の当事者側からも、改革案を拒否する見解が出された。SPDは、文化のみを優遇する政策をも批判し、学校教育、病院、保育園などに対する財政支援も喫緊の重要課題であるにもかかわらず、そうした部門への対応が十分でないことも批判している。

ベルリン州の舞台改革案は、有力誌の芸術欄をかなり長期にわたりにぎわせ、また政治家も巻き込んだ大議論に展開したのである。

こうした議論の展開をみつつ、実際の改革は、その後、2001年に、ベルリン・フィルの公法上の財団法人としての独立という段階を迎えた。世界的に評価が高く、法人としての

独立によりさらに自由な活動が期待できる組織が、部分的に独立することになった(もっともこうして独立した財団に、州から、2002年に、2,800万DMの補助金が予定されており、2005年まで2,900万DMへの引き上げがなされる予定である)。

ベルリン文化行政の一断面をみるだけでも、それがいかに州財政に依存しつつ、質の高い芸術を提供し続けているかに驚かざるを得ない。クラウディオ・アバド、ダニエル・バレンボイム、ケント・ナガノなど名指揮者の動向で伝えられる華やかなベルリンの音楽の世界も、それを支える舞台裏、行政の役割があつてのことであり、その改革が議論されていることを認識したのも、在外研究でのささやかな発見のひとつであつたと思っている。帰国報告の場をかりて、簡単に紹介させていただいた。

4 おわりに

筆者の在外研究期間中には、政治行政的に関心と呼んだ極右・ネオナチ政党とされるNPDの政党禁止手続(背景として、外国人排斥、外

国人虐待事件の頻発)があり、ドイツでは安全とされていた牛肉に関し国内の牛からBSEが発見され日本と同様に肉骨粉の使用禁止、全頭検査の実施、補償の動き、ベルリン州の設立した金融機関の膨大な赤字からベルリン州自体の財政状況の悪化が引き起こされるなど、さまざまな動きがあつた。労働組合では、公務労働を含むサービス業、メディア関係労組全体を包括する巨大な組織Ver.di(現地では、ヴェルディと発音していた。)が結成されるなどの動きもあつた。それらは行政法の研究の点でも、さまざまな刺激を提供してくれたと思つている。

こうした動きの中で過ぎた1年は、まさにあつと言う間であつた。今後の筆者の課題は、冒頭で述べたそれぞれのテーマで断片となっている研究成果をまとめて、なんらかの形にしておくことである。最後になつてしまつたが、この場をお借りして、ロースクール論議等、多忙化を究める中で在外研究を実現していただいた同僚、学部・大学関係者に心から感謝の意を表したい。

(よねまる・つねはる 行政法)

法学部関連の主な学術交流・研究活動(2001年10月~12月)

- 01年10月15日 東アジアの和解と平和研究会 シンポジウム 東アジアにおける国家暴力・重大な人権侵害からの回復 韓国と台湾：報告1 台湾中央研究院副研究員 朱徳蘭氏「台湾『白色テロ』関係文献探索」報告2 国立ソウル大学校助教授 韓寅燮氏「韓国の国家暴力に対する法的処理の基本原則とその適用」
報告3 徐勝氏「東アジアの国家暴力の被害からの回復 韓国と台湾の比較」
コメンテーター 韓国・全南大学校教授 鄭根埴氏、松本克美氏 通訳 国際関係学部常勤講師 嚴敏俊氏、法学研究科 院生 中村知子氏
- 01年10月19日 民事法研究会：佐上善和氏「成年後見事件の審理」
- 01年10月26日 中間団体研究会：大久保史郎氏「憲法理論の動向 中間団体をめぐって」
- 01年11月2日 中間団体研究会：テーマ「非国家組織による犯罪への対応をめぐって」
国際政治の視点から 関西学院大学法学部教授 豊下櫛彦氏
国際法の視点から 徳川信治氏 憲法の視点から 中島茂樹氏
- 01年11月9日 公法研究会：青木麻衣子氏「少年事件実名報道と表現の自由」、大野玲奈氏「二重の基準の理論」、安達健太郎氏「犯罪報道と人権」
- 01年11月9日 刑事法研究会：王曉濱氏「中国古代司法制度の現代司法に及ぼす影響」
- 01年11月10日 立命館土曜講座：村上弘氏「ドイツの歩行者専用道路と公共交通 日本との比較で」
- 01年11月16日 法学会秋期学術講演会：新潟大学法学部教授 西埜章氏「国家責任の諸相 ハンセン病、予防接種禍、戦後補償から考える」

- 01年11月23日 国際学術交流研究会：フライブルク大学法学部教授 Dieter Leipold氏「新ヨーロッパ証拠法」
- 01年11月30日 公法研究会：栗原孝嘉氏「外国人の参政権」、櫻福浩太氏「モデル小説とプライバシー」、渋谷宏樹氏「拡声器騒音規制条例をめぐる憲法問題」、長谷真理子氏「外国人の人権 - 医療を中心に -」、小澤吉輝氏「外国人の公務就任権に関する一考察」、中川内良朗氏「法人税法における低額譲渡」、北村英章氏「法人税法上の貸倒損失に関する諸問題」、石山勝彦氏「貸倒れの認識とその確定要件」、富田恵子氏「相続税法上の債務控除における保証債務」、三宅恵二氏「プラント輸出取引をめぐる課税問題」
- 01年11月30日 民法法研究会：池田麻衣子氏「総会決議を欠く営業譲渡の効果 - 無効概念の検討」、岡野琴美氏「会社分割における営業の意義」、馬越ひかる氏「株主代表訴訟における会社の被告側への補助参加」、細野光穂氏「株主代表訴訟における会社の補助参加の可否」、藤田泰典氏「特許法上の冒認出願と権利の帰属」、佐柄木優氏「公害の差止め」、宮地隼人氏「被害者の損害負担 - 過失相殺理論の検討を通じて -」、岸みちこ氏「医療過誤精神科医療問題」、細川真永氏「貸貸人の地位の移転と敷金関係の承継」、月野宏一郎氏「抵当権に基づく物上代位の優先性」、中村敦氏「抵当権者による明渡請求」、瀬戸口貴英氏「集团的紛争処理制度の比較検討 - 消費者保護に向けて -」、井木照子氏「債権の二重譲渡における対抗要件制度 - 特に優劣決定後の処理を中心として -」、岡田恵美氏「更地上における法定地上権の成否」、井上理保子氏「債権譲渡(担保)の活性化傾向と関係当事者の利害関係」
- 01年11月30日 政治学研究会：梅田高嗣氏「忘れられた国会改革 - 国会改革と議員立法」、宇野謙三氏「人間の力能と発展的な民主主義」、小針敏伯氏「第一線職員論を手がかりに介護保険制度を見る - 主として介護支援専門員(ケアマネージャー)について」
- 01年12月7日 英米法情報のためのLexis講座：樋爪誠氏、パイロン・シバタ氏「英米法の特徴とレクシス」、「レクシスを使ったアメリカ判例の検索 (lexis.com応用編)」、「実習と質疑応答」
- 01年12月7日 公法研究会：岡田久氏「『訴訟後進国』日本を、法史学から考察する - 「訴えること」と「民主主義」 -」、渡邊崇彦氏「行政上の義務の民事執行について」、甲斐裕二氏「事業所得と給与所得の判断基準」、花山和士氏「医療法人課税の問題点」、柴田洋忠氏「財産分与を巡る課税問題」、阿部孝明氏「交際非課税の問題点」、木村典子氏「相続税法の連帯納付義務の問題点」、富田将孝氏「代償分割におけるキャピタル・ゲイン課税の在り方」
- 01年12月7日 民法法研究会：服部優里氏「取締役の退職慰労金不支給問題」、奥田恭久氏「総会決議を欠く営業譲渡の無効の性格」、佐々木英治氏「不動産への減損会計導入と会社法に及ぼす影響」、高木崇行氏「金庫株制度の解説及び実務上の問題点」、岳衛氏「搭乗者傷害保険と損害賠償」、濱田直人氏「審決取消訴訟中における訂正審決の確定と無効判決の取消」、松尾博美氏「いじめと自殺」、宇佐美亜紀氏「犯罪報道と不法行為責任」、林丹氏「契約締結上の過失に関する日本・中国・台湾の比較法的考察」、小林春男氏「労働契約承継法における労働協約の承継問題」、中村聡志氏「クレジット契約と日常家事債務の連帯責任 - 判例分析を中心として」、林一成氏「抵当権についての基礎的考察 - 平成11年11月24日判決を題材に」、加藤信氏「電子商取引における諸問題について」、大谷昌俊氏「抵当権の質料債権に対する物上代位と将来債権譲渡の優劣について」、國見和敬氏「被害者の素因について」、桑田悦子氏「児童虐待 - 虐待発見後の法的介入と親権の見直し」
- 01年12月7日 政治学研究会：小野昌孝氏「電気通信産業の構造転換と公的規制」、柴崎岳志氏「国家と情報管理」、枋山奈津子氏「アメリカ合衆国のエスニシティと国民統合 - 問題とその解決の方向性」
- 01年12月8日 立命館大学法学部100周年記念「21世紀の法曹養成」連続シンポジウム 第4回
法科大学院の個性と共通性 - 教育内容・方法を中心に
午前の部 国際シンポジウム「法科大学院の個性と共通性 - アメリカの経験から」講演

カールC.モンク氏 (Executive Vice President and Executive Director全米ロー
スクール協会執行担当副会長・事務総長)

コメント ロバート・ボーン氏 (アメリカン大学ロースクール教授・立命館大学客
員教授)、永田眞三郎氏 (関西大学学長)

午後の部 法科大学院の教育内容・教育方法

1.立命館大学法科大学院(仮称)のカリキュラム 2.公開模擬授業 基本実定法科目:「商
法演習」 民事法総合演習 3.ディスカッション 4.コメント 文部科学省 合田隆史氏(高
等教育局大学課長)、法務省 團藤丈士氏(法務大臣官房司法法制部参事官)、日本弁護士連合会
宮川光治氏(法科大学院設立・運営協力センター副委員長)、オムロン株式会社 玉置秀司氏(グ
ループ法務・知財室法務部法務担当課長)

01年12月8日 立命館大学国際言語文化研究所 公開シンポジウム プロジェクトAI ジェンダースタ
ディーズ研究会 労働のジェンダー化 第一部 「ジェンダー視点による労働法の再構
築」報告:浅倉むつ子氏(東京都立大学法学部)コメント:佐藤敬二氏、司会:岡野八代
氏

01年12月14日 法政研究会:アメリカン大学ロースクール教授・立命館大学客員教授 Robert Vaughn
氏「法曹養成と入学者選抜 アメリカのロースクールの経験から」

01年12月14日 民事法研究会:田中正二郎氏「療養看護を中心とした寄与分についての一試論」、塩田志
朗氏「遺産分割に対する『二重の協議』等の試論 ~最判平1・2・9を素材として~」、間
野泰治氏「抵当権者の債権回収 ~抵当権に基づく物上代位における差押の現代的意義
~」、高崎健太郎氏「法律上の父子関係の安定性と真実主義」、間定里枝氏「高齢者福祉
と介護保険制度」

01年12月14日 公共研究会:岡野八代氏「フェミニズムと公共性 フェミニズムの系譜をたどって」

01年12月21日 公法研究会:佐古英崇氏「国際法上の対世的義務」、竹内裕子氏「ユーゴ刑事裁判所にお
ける人道に対する罪」、遠藤貴雄氏「ルワンダ刑事裁判所におけるジェノサイド罪」、山
口貴弘氏「韓国漁船拿捕事件における一方的行為の対抗力について」、佐藤謡氏「税務訴
訟における推計課税と本人率」、大塚由紀美氏「損失補償金の帰属年度」、山本匡人氏
「NGOを巡る課税問題」、権英基氏「仕入れ税額控除の法的問題点」、道廣友厚氏「ストッ
クオプションを巡る課税問題」、渡部宜子氏「知的所有権と課税」

法学部定例研究会:法政研究会・公法研究会・民事法研究会・政治学研究会・
刑事法研究会

学術研究プロジェクト:人文科学研究所/国際言語文化研究所/
国際地域研究所/衣笠総合研究機構

立命館大学法学部ニューズレター

第27号 (2002年1月)

編集:立命館大学法学部ニューズレター編集委員会

発行:立命館大学法学部研究委員会・立命館大学法学会

京都市北区等持院北町5-6-1

TEL. 075-465-1111(代) / FAX 075-465-8294

<http://www.lex.ritsumei.ac.jp/>